

(表)

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

亀山市長 様

通知者 住 所

名 称

職氏名

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更				
		用途 ()					
	(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更					
		種類 ()					
目 的	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為						
	(4) 土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更						
	(5) 屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積 <small>たい</small>						
行 為 の 場 所							
行為の着手予定年月日				行為の完了予定年月日			
連 絡 先	所在地及び 電話番号		所在地 電話番号 () -				
	事務所等、課(室)名 及び担当者名		事務所等、課(室)名 担当者名				
※ 受 付 欄					※ 処 理 欄		

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する
図書を添付してください。
- 3 「通知者」は、国の機関又は地方公共団体等の住所、名称、代表者の職・
氏名を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、
建築物にあつては用途(例：庁舎、病院、学校等)を、工作物にあつては種
類(例：通信用の鉄塔、高架水槽、擁壁、さく、塀、処理施設等)を()
内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、担当する者の所属する事務所
等の所在地、電話番号、担当者の所属する事務所及び課(室)名、担当者名
を記入してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第3号（別紙1）

（表）

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

		通知部分	既存部分	合計	
敷地面積		m ²	m ²	m ²	
建築面積		m ²	m ²	m ²	
延べ面積		(階) m ²	(階) m ²	(階) m ²	
高さ		m	m	m	
構造					
外部仕上げ			通知部分	既存部分	
	屋	色彩			
	根	素材			
	外	色彩			
	壁	素材			
		通知部分	既存部分	合計	
敷地の緑化	緑地面積		m ²	m ²	m ²
	樹種等				
その他					
外観の変更 (修繕・模様替) ・色彩の変更	(対象建築物)		変更面積	変更後	変更前
	屋	色彩	m ²		
		素材	m ²		
	外	色彩	m ²		
		壁	素材	m ²	
	・外観面積 _____ m ²				
・建築面積 _____ m ²					
・延べ面積 _____ m ²					
・高さ _____ m					
・構造 _____					
景観上配慮した事項 その他参考となる事項					

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、通知部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 9 「その他」欄には、亀山市景観計画の景観形成基準に定める「その他(屋外駐車場、夜間の照明等に関すること。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。